

事 務 連 絡  
令和元年 5 月 13 日

加盟団体・準加盟団体  
事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会  
事務局長 根本 光 憲

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における受動喫煙対策としては、同大会組織委員会が、会場の敷地内を完全禁煙とする禁煙方針を公表しましたが、この度、厚生労働省による「健康増進法の一部を改正する法律」の施行、およびスポーツ関係者による受動喫煙防止対策への積極的な対応について、スポーツ庁から別添事務連絡文書のとおり周知依頼がありました。

つきましては、以下について、通知の内容を踏まえて適切にご対応いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、本件について周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

- ・各種大会の競技会場において選手や指導者、観客等に受動喫煙が生じないよう競技大会の運営に細心の注意を払うこと。
- ・受動喫煙防止にあたり、練習場や合宿所等スポーツを行うすべての場所においてすべての関係者を対象に取り組むこと。
- ・20 歳未満の者は受動喫煙による健康被害が大きいことから特に配慮を行うこと。
- ・選手や指導者に受動喫煙防止に関する啓発を可能な限り行うこと。

記

○添付資料

- ・スポーツ庁発信文書（写）平成 31 年 4 月 25 日付事務連絡  
「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）を踏まえた対応について（依頼）

《本件に関する問い合わせ先》  
総務部企画調整課  
担当：後藤・金谷  
TEL：03-3481-2269 FAX：03-3481-2284  
e-mail：kikaku@japan-sports.or.jp